

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第七号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中62の項を65の項とし、47の項から61の項までを三項ずつ繰り下げ、46の項を48の項とし、同項の次に次の一項を加える。

49 自己啓発等 休業承認取消	法第二十六条の五第五項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合をいう。	自己啓発等休業の承認を取り消す
--------------------	--	-----------------

別表中45の項を47の項とし、40の項から44の項までを二項ずつ繰り下げ、同表39の項中「公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣した職員」の下に「自己啓発等休業条例第二条の規定により自己啓発等休業の承認を受けた職員」を加え、同項を41の項とし、同表中38の項を40の項とし、34の項から37の項までを二項ずつ繰り下げ、33の項の次に次の二項を加える。

34 自己啓発等 休業承認	職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第二条の規定により自己啓発等休業を承認する場合をいう。	自己啓発等休業を承認する（期間は〇〇から〇〇までとする）
35 自己啓発等 休業期間延長	自己啓発等休業条例第七条第三項において準用する同条例第二条の規定により自己啓発等休業の期間を延長する場合をいう。	自己啓発等休業の期間を延長する（期間は〇〇までとする）

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。